

船橋市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成15年度及び平成17年度から平成24年度包括外部監査結果に係る措置状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成27年2月3日

船橋市監査委員	中	村	章
同	増	田	尚 功
同	浅	野	正 明
同	高	木	あきら

年度 管理 番号	頁	監査対象	項目	区分	報告書記載事項	措置状況
13	48	国民健康保険課	I 2(1)③イ (ウ)	監査結果	電算処理委託料について、予算の段階においては、過去の平均値等を用いて見積ることに合理性が見出されるものの、決算の段階においては、実態に応じた国民健康保険事業の負担額を求めるため、可能な限り当該年度の実績を反映した振替額とすることが必要である。試算結果を踏まえ、より実態に合った振替額とするために、可能な限り当該年度の実績を反映した委託料を算定されるよう検討されたい。	平成23年度から新システム導入に伴い、電算処理委託料について見積もり方法を改め、当該年度の決算見込み額を算定基礎とした。また、決算についても当該年度の実績を振替額にするよう改めた。
42	122	介護保険課	II 2(2)③イ (ウ)	監査結果	市は、過誤納に関する規定として、過誤納金の還付又充当の決定をした際、介護保険料過誤納金還付通知書または介護保険料過誤納金充当通知書を送付することを定めている(船橋市介護保険施行規則第21条の3)一方、還付加算金についての規定は設けておらず、またシステム上計算ができないことから、その算定を行っていない。しかし、市では上記介護保険料過誤納金還付通知書及び介護保険料過誤納金充当通知書の標準様式において、還付加算金の欄を設けており、還付加算金を想定していると考えられる。来年度以降のシステム改修に際し、還付加算金の自動計算ができる機能を織り込むことを検討し、予算要求をしているということであるが、介護保険料は地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入であり、当該歳入に還付等の必要が生じた場合には、上記のとおり、還付加算金を付して還付または充当する必要がある。また、そのためにも、計算の前提となる条件を明確化しておく必要がある。	平成25年度から過去の未払い還付加算金の返還を開始した。 平成24年度に還付加算金自動計算のシステム改修を行い、平成25年度から還付加算金の対象者情報が提供された。